

職員の給与・定員を公表します

問合せ (給与に関すること)総務課 ☎991-1896 (定員に関すること)企画財政課 ☎991-1818

地方公務員法第58条の2の規定に基づき、松伏町人事行政の運営等の状況を公表します。詳しい内容については、町ホームページ及び役場本庁舎1階町政情報コーナーにてご覧いただけます。

▶職員給与費の状況

(一般会計決算)

区分	職員数(A)	給与費				1人当たり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
5年度	180人	680,501千円	145,618千円	283,699千円	1,109,818千円	6,165千円

※町長、副町長、教育長、派遣職員及び暫定再任用短時間勤務職員を除く。 ※職員手当は児童手当及び退職手当を除く。

▶職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額

(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44歳10か月	328,252円	405,893円

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

▶職員の初任給の状況

(令和6年4月1日現在)

区分		松伏町	国
一般行政職	大学卒	202,400円	196,200円
	高校卒	170,900円	166,600円

▶職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(令和6年4月1日現在)

区分	一般行政職	
	大学卒	高校卒
7年～10年	244,891円	— 円
10年～15年	269,578円	— 円
15年～20年	314,671円	— 円

▶特別職の報酬等の状況

(令和6年4月1日現在)

区分	月額	期末手当
町長	734,000円	令和5年度支給割合 4.50月分
副町長	621,000円	
教育長	581,000円	
議長	312,000円	
副議長	255,000円	
委員長	241,000円	
議員	235,000円	

▶定員適正化計画について

今後も限られた予算の中で、最少の経費で最大の効果を上げるため、適切な定員管理と簡素で効率的な行政運営が求められることから、令和5年3月に、令和5年度から5年間を計画期間とする「定員適正化計画」を策定しました。
この計画に基づき、適正な定員管理に努めています。

▶部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

区分	職員数		対前年 増減数	
	令和5年	令和6年		
一般行政 部門	議 会	3	3	0
	総務企画	44	43	△1
	税 務	21	21	0
	民 生	41	38	△3
	衛 生	17	18	1
	農林水産	7	7	0
	商 工	3	3	0
	土 木	19	19	0
	小 計	155(0)	152(0)	△3(0)
	特別行政 部門	教 育	26	26
小 計		26(1)	26(1)	0(0)
公営企業 等 会 計 部 門	下 水 道	3	3	0
	そ の 他	12	10	△2
	小 計	15(0)	13(0)	△2(0)
合 計	196(1)	191(1)	△5(0)	

※①職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時及び非常勤職員を除いています。

②()内は、暫定再任用短時間勤務職員の人数で、上段の人数に含まれていません。

11月9日(土)～15日(金) 秋の全国火災予防運動

問合せ 吉川松伏消防組合 消防本部予防課 ☎048-982-3919

この季節は空気が乾燥し、風の強い日が多くあり、火災が発生しやすくなっています。消防署では2024年度全国統一防火標語「守りたい 未来があるから 火の用心」のもとに、家庭や職場における防火安全対策の徹底など、いのちを守る10のポイントで火災予防を呼びかけています。

▶4つの習慣

- ①寝たばこは、絶対にしない、させない
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- ③こたしを使うときは火のそばを離れない
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

▶6つの対策

- ①ストーブやこたし等は安全装置の付いた機器を使用する
- ②住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- ③部屋を整理整頓し寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する
- ④消火器等を設置し、使い方を確認しておく
- ⑤お年寄りや体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う